

福祉系対人援助職養成の現場から 58

西川 友理

小中高の先生と、大学の先生の違い

初年次教育（入学すぐの１年生に向けた教育）の授業で、こんな話をしました。

「大学や短大の先生は、小中高の学校で皆さんが出会ってきた先生と大きく違うところが１点あります。」

「？」

「皆さんは幼稚園教員免許を取得したいと思って今勉強しているでしょう、それは幼稚園の先生になるための資格ですね。」

「はい。」

「小学校、中学校、高校……って、教育実習生の先生が来てましたよね。教員免許取るための実習にきた大学生さんね。……大学で、教育実習生って見たことある？」

「……あ、ないですね、そういえば。」

「そう、つまり、大学の先生って、教員免許いらないの。私持ってないし、〇〇先生も持ってないし、〇〇先生も持ってないし、そもそも大学教員免許ってものの自体が、ないの。」

「「「えー！！」」」」

……この話をすると、教室に衝撃が走ります。

「あ、いやもちろん、小学校教諭免許とか中学校教諭免許とか、そういう教職課程を昔、学生の時に履修して教員免許を

持っている大学の先生はいますよ。そういう人は、それぞれの世代で“教える”専門家。一方で、大学の先生は、それぞれに“それぞれの分野を研究している”専門家。」

知っている学生は知っているようですが、知らない学生にとってはショックのようで

「え、そんな教える技術がない人が、教えないでほしい！」

と言った学生もいます。

うむむ。なかなかキツイ言葉です。そうか、ちゃんと免許を持った先生に教えてもらいたいのか。なるほど……。

先生と「対話」

子どもに関わる人が集まる場所で、対話についての勉強会がある と聞いて、とある会場を訪れました。なぜかたまたま、小中学校の先生の参加が多い会でした。

最後の感想の時に、口々におっしゃいます。

「子どもの思いを受け止めてあげる、って大事ですよ」

「子どもの頃から、対話のやり方をちゃんと教えてあげないといけませんよね」

「きちんと対話を体験させる授業をしたいと思います」

…確かに対話って大事だと思います。思います、が、

「…子どもを、自分の思い通りにさせようってそこから、まず離れませんか。いや、対話はいいいことだと思うんですよ。」

でも、自分がいいと思ったものを、対話であれ何であれ、こどもに押し付ける形になってはいけないと思います。これがいいんだ、これがベストなんだ！だから自分の話を聴け！という形になってしまいそうで、対話でも何でもないと思います。自分が正解、自分がよいと思ったことが正しい、と、思い過ぎない方がいい、と思うんです。」

そこまで言って、周りの人がちょっと白けてしまったことに気が付きました。

だって、「～してあげる」「～してあげないといけない」「～させる」、等、子どもに対して、大人が「やってあげる」「させる」視点が強い人々が、どうやって相手と対話出来るんですか…と感じてしまったのです。

世の中の「先生」って、そういう人なのでしょうか。「～してあげる」「～させる」

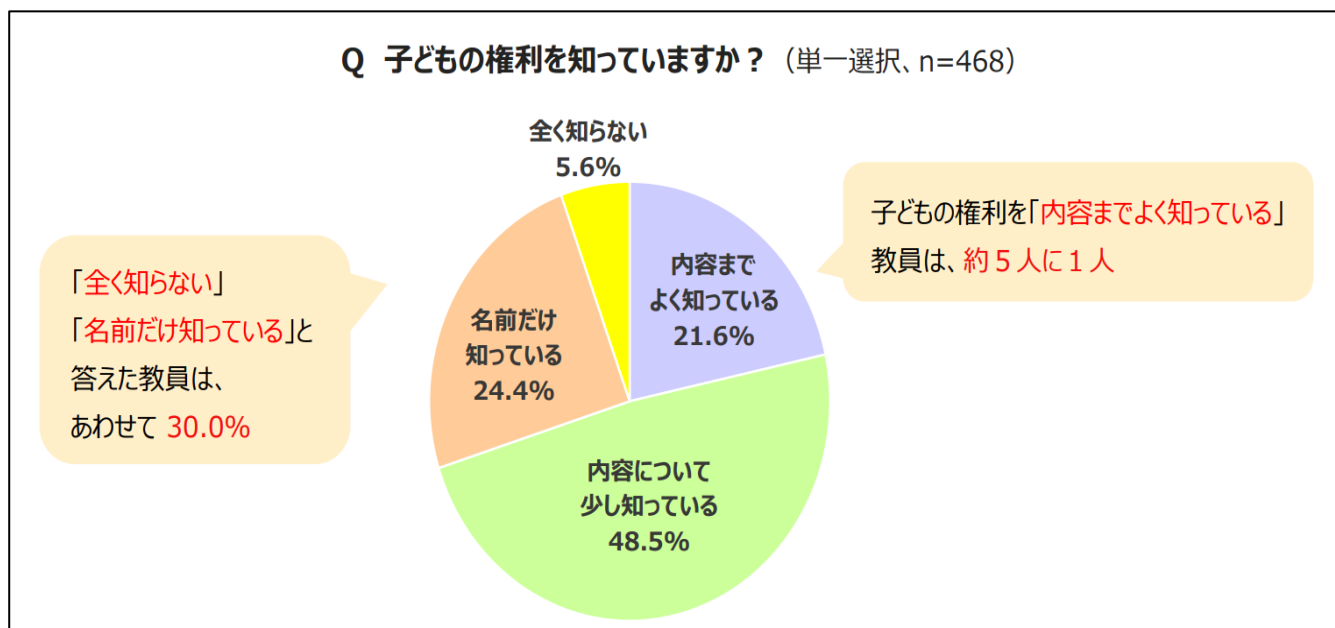
という考え方の人が、多いのでしょうか。

先生と子どもの権利条約

2022 年 3 月に公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが、全国の小・中・高・高専・特別支援学校・外国人学校の教員 468 人を対象に、子どもの権利条約について調査をしました。

この調査によると、「子どもの権利を知っていますか？」という問いに対して「内容までよく知っている」と回答したのは 21.6%に対し、「名前だけ知っている」24.4%、「全く知らない」が 5.6%、となっています（図 1）。つまり、わが国の教育現場では「子どもの権利」をよく知らない人より、知っている人の方が少数派、ということになります。

（図 1）



(図2)

Q 子どもの権利として ふさわしいと思う内容をすべて選んでください (複数選択、n=468)		
	内容	選択した人の割合
1	すべての子どもは、大人と同じように1人の人間であり人権を持っている。	88.2%
2	子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる。 ※子どもの権利として、ふさわしくない内容	27.6%
3	子どもは自分と関わりあるすべての事について意見を表明でき、その意見は正当に重視される。	64.1%
4	子どもは家庭でも学校でもどのような場所においても、あらゆる暴力から守られる。	81.2%
5	障害のある子どもを含むすべての子どもは、社会に積極的に参加し、インクルーシブな教育を受けられる。	73.3%
6	子どもは必要な医療・保健サービスや社会保障制度を利用し、十分な生活を送ることができる。	70.5%
7	子どもは成長途上のため、子どもに関する事はいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるよう推奨される。 ※子どもの権利として、ふさわしくない内容	19.8%
8	子どもは遊んだり、休んだりする権利を持っている。	59.8%
9	すべての子どもは性別や人種の違いで差別されず、同じ権利を持っている。	79.7%

さらには、子どもの権利としてふさわしい内容を選ぶという設問については、回答者のうち約4割が子どもの遊ぶ・休む権利を選択せず、意見表明権については3割強が選択せず、「子どもはどんな場所においても暴力から守られる」という項目については約2割が選択していませんでした。逆に、「子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使できる」を約3割が選択、「いかなる場合も大人が子どもに代わって決めるように推奨される」を2割が選択していました。(図2)

ある学生はこのデータを見て、こういいました。

「100歩譲って、1000歩譲って、権利条約知らなくてもさ、教員免許取るのに、日本国憲法の授業は必修なんでしょ(注:教職課程では“日本国憲法”という科目は必修科目になっています)。なんで憲

法に認められてることにすら×をつけてる先生がおるの。憲法にそれは違う、と書いてあることを選択している先生がおるの。なんで、せめて“あらゆる暴力から守られる”の項目だけでも選択率100%と違うの。約2割が選んでないってどういうことなの。」

教職課程と子どもの権利条約

この結果について、私も信じられないような思いで読みました。

保育士・幼稚園教諭をめざす学生の養成教育をしていますが、私が担当しているのは保育士の分野の科目であり、教育に関してはほとんど知りません。そこで知り合いの、高校の先生に伺いました。

「教員になるための勉強の中で、子どもの権利条約について取り上げることってあるんですか？」

「子どもの権利条約？……うーん、そんなこと教えるっていう事は聞いたことないなあ。教員養成課程の中にはなかったんじゃないかな…。」

「教員同士の会話で、子どもの権利条約の話とかはしないですか？」

「あんまり聞かないねえ……。」

そこで、教職課程コアカリキュラムを確認してみました。教職課程コアカリキュラムとは、文部科学省が提示している「全国の大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力」とされ、各科目で身に着けるべき最低限の学習内容が示されているものです。

ネット上にあがっているコアカリキュラム一覧に「子どもの権利」という言葉がないか検索をかけました。一件もヒットしませんでした。「権利」「子どもの権利条約」「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約の正式名称）」等で検索しました。いずれも、全くヒットしませんでした。

教職課程の最低限教えねばならない科目の中には「子どもの権利」という概念はない、ということをしかりとわかってしまいました。

曲がりなりにも過去に児童養護施設に勤め、現在保育者の養成をしている身として。児童福祉になじんできた者としては、これはなかなかのショックでした。

「一日の中で、子どもと関わる時間がとても長い教員が、子どもの権利条約を知らないなんて…！」

幼児教育の分野ではどうか？

でも、ハッと気づきました。小中高はともかく、幼稚園は？

幼稚園教諭の養成の場ではどうなんだろう。保育士と両方の免許を持っている人もいます、幼児教育については、何か全然違うアプローチで、知っているかもしれない。

一縷の望みをかけて、保育士の資格は持っていないけれど、幼稚園教諭の免許を持っている友人に聞きました。

「幼稚園教諭になる勉強の中で、子どもの権利条約について勉強することってある？」

「うーん…」

と考え込むその友人。

「ないと思う、けど……」

続く言葉に、私は衝撃を受けました。

「子どもの権利条約を知ってるか知らないか、ってどうでもよくない？ だって、子どもの権利条約の内容って、私に言わせたら、当たり前のことやもん。」

「知っている」とは 何を知っていることなのか。

（あ、そうか。）

いつのまにか「権利条約を知っているか否か」で目の前の人をふるいにかけていた自分に気づきました。

子どもの権利条約を知らないにもかかわらず、子どもの権利が大切だと思って

いる先生方はたくさんいるのです。本当に大切なことは、権利条約の内容を知ってるか知らないか、ではなくて、子どもを一人の人として尊重しているかどうかということです。まさにこの目の前にいる方は、子どもの権利を大切にしている、すてきな幼稚園教諭です。

冒頭に紹介した学生が、私が教員免許を持っていないと聞いて、「そんな人に教えてほしくない！」と反射的に言ったように、「子どもの権利条約を知らない人に、子どもに関わってほしくない！」と反射的に感じてしまっていました。

いや、むしろ子どもを大切にしたい、大事にしたいという人が、子どもの権利条約を知らないまま、どのように教育現場で闘ってこられたのでしょうか。そのことに私は、とても興味があります。実際に子どもを大切にしている先生は、結構沢山、いらっしゃるのです。そんな人は何を背骨として、何を軸として、何を芯として、子どもを尊重するそのスタイルを作り上げていったのでしょうか。

自分を振り返ってみれば

考えて見れば、私自身、「知らないこと」はたくさんあります。というか、世の中の大半のことは知らないことです。さらに言えば、保育者養成教員をしていますが、教職課程を出ていませんので、教育についてほとんど知りません。曲がりなりにも教育に携わっているのに、です。

それぞれに、知らないことがあって当たり前なはず。解らないならわからないなりに、お互い聴き合いをすること。まさに対話していくことが大切です。

「教えないでほしい！」といった 学生に対して

この文章の冒頭に挙げた「教えないでほしい！」といった学生に対して私は言いました。

「うん、だからね、教える専門家がいなくてことは、大学は“教わる場じゃない”ってことなんです。」

そう言って話を続けます。

「もちろん知識や情報はあるし、それは伝えられますよ。専門職養成課程の科目については、養成するために必要なことは、伝えられるようにしています。伝わるように、勉強できるように、先生はそれぞれに工夫して講義の用意を一生懸命している。でも、大学の先生は基本的に「こういうことが世界にはあって、それについてこう考えてるんだよね。でさ、あなたどう思う？」という人。大学って、そういう環境……つまり、知識や情報や知りたいことのネタがいっぱいある環境の中で、学生であるあなたが、自分で探求していくところなんだろうなあ、と思います。だから大学の先生っていうのは、その道の知識や情報や、それについての考えやなんらかの経験を持っている人で、一緒に考える人、くらいに思うといいと思うなあ。」

「なるほど……よく大学は“自分で勉強するところ”って言われるけど、そういうことかぁ。」

と、うなづく学生たち。

「だからね、私、教える仕事はしているけれど、世に言う“先生”っていうのが何をする人か、“教育”ってなにすることか、イマイチわかってない気がするんです。教えるための専門教育は受けてきていないけど、でもいつの間にか、“教える”“伝える”の自分なりのスタイルは作り上げてきたみたい。ですから、もっとこうした方がいい、とか、こんなふうにしてほしい、と、意見があったら、どうぞ言ってください。そうやって、授業内容はもちろん、講義のあり方についても一緒に色々考えていけたらなぁと思います。」

「子どもの権利条約」が 教育現場に入ってきた！

教育現場における子どもの権利条約について調べている中で、面白い情報を得ました。

どうやら学校現場には『生徒指導提要』という、小学校から高校までの、生徒指導の理論と方法をまとめたもので、生徒

指導に関する学校・教職員向けの基本書と位置付けられています。これが2022年に改訂された際に、初めて「子どもの権利」について記載されたというのです。ネット上にデータがあるので、私も読んでみました。

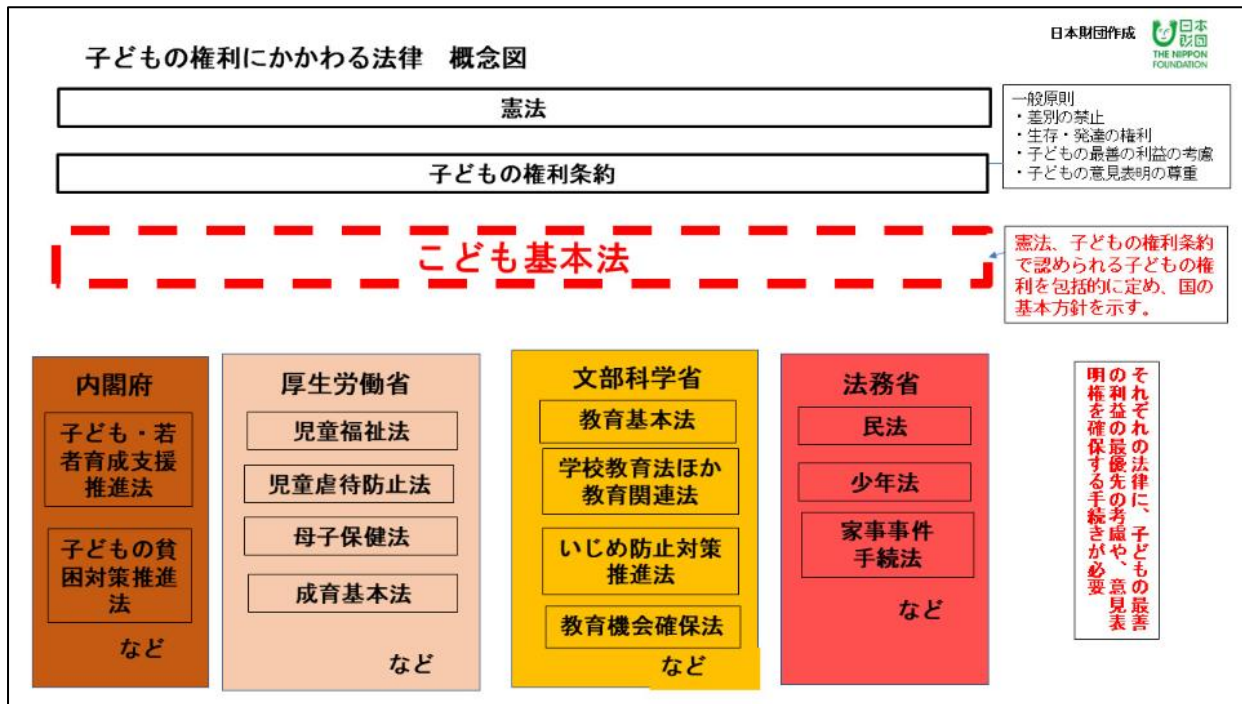
全体が140ページほどある提要の中で、子どもの権利を中心的に扱っているのは、ほんの数ページ。子どもの権利が大切だという事を考えている人にとって見れば、本当にほんの少ししか記載されていません。でも、これが小さな第一歩です。

2022年6月、こども基本法が成立しました。これは、子どもの権利条約、正式名称「児童の権利に関する条約」の国内法です。この国においては、福祉にも、教育にも、司法にも、その他どんな分野においても「子ども」について考える時には必ず関わる法律として位置づけられました。（図3）

子どもの権利という言葉が、これから教育現場にどのように広がっていくのか、ぜひ注目したいですし、なにより、現場の先生方と一緒に考えていきたい、わからないことをお互い聞き合っていきたい、と思います。



(図3)



引用・参考文献：

○公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」2022年3月

<https://www.savechildren.or.jp/scjcms/dat/img/blog/3897/1650252581609.pdf>

○文部科学省「生徒指導提要」

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

○日本財団「こども基本法について」

<https://kodomokihonhou.jp/about/>